

令和4年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月15日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 河原典史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時15分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、坂本 豊君、13番、北原武道君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、10時16分までとします。

なお、北原武道君から資料提示の申出がありましたので、これを許可しました。

○13番（北原武道君）

おはようございます。

4月1日、本町の旧三方町地域が過疎地域に指定されました。嶺南で、ただ一つの指定過疎地域であります。

町内では、「今でさえ、お嫁さんが来てくれない、お婿さんが来てくれない、そういう状況なのに、過疎地域というレッテルを貼られてしまって、この先ますます大変になる」と、こういった不安の声もございます。指定過疎地域というこの指定の意味を正しく理解したいと思っておりますので、質問をいたします。

国は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という法律、略して過疎法、これによりまして、旧三方町地域を過疎地域に指定いたしました。

この過疎法というのは、どういう目的でつくられた法律なのか、まず、過疎法の目的について御説明願います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員からの御質問にお答えをいたします。

ただいま議員の御質問にありました、本町の三方地域が令和4年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これ以降過疎法と呼ばせていただきますが、この法律に基づく過疎地域に指定をされました。

過疎法は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの時限立法ですが、本町については、追加公示を受けて、令和4年4月1日から過疎地域となっております。

過疎法の目的は、同法第1条に、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする」と規定されております。

議員の御質問にありましたとおり、過疎地域への指定については、過疎地域のレッテルを貼ることが目的ではなく、過疎地域の持続的発展を支援することによって、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正などを図り、より住みやすい地域にしていくことが目的であると認識をしております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

指定した地域に、国は、持続的発展のための特別な支援をして地域格差を是正する、これが過疎法の目的であると、こういうお答えでした。

地域格差を是正するということですが、何をもって、地域格差というのか、過疎と判断される基準について御説明願います。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

令和4年4月1日の追加公示につきましては、令和2年の国勢調査の結果を受けて追加されたもので、指定に当たっての人口要件としましては、要件の1つ目として、「昭和55年と比較した令和2年の人口減少率が30%以上であること」、要件の2つ目として、「昭和55年と比較した令和2年の人口減少率が25%以上かつ令和2年の高齢者比率が38%以上、または若年者比率が11%以下であること」、要件の3つ目とし

て、「平成7年と比較した令和2年の人口減少率が23%以上であること」、この3つのうち、いずれかを満たし、かつ財政力指数が一定値以下であることが要件となります。

本町については、町全体では要件を満たしませんが、三方地域、上中地域の旧町単位で当てはめていきますと、三方地域のみが昭和55年と比較した令和2年の人口減少率が29%で、基準より4ポイント上回り、令和2年の高齢者比率が38%で基準と同率です。令和2年の若年者比率が10%で基準より1ポイント上回ることとなり、人口要件の2つ目に該当します。

また、平成7年と比較した令和2年の人口減少率は25%で、基準より2ポイント上回り、人口要件の3つ目にも該当し、かつ、町の財政力指数も基準より低いため、一部過疎の指定を受けることとなりました。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

財政力の弱さ、それから、人口減少という2つの基準があるんだと。財政力の弱さということに関しては、本町は、基準より十分に低いので、町全体が過疎に該当する。人口減少に関しては、旧三方町地域が該当したので、旧三方町地域だけが過疎の指定を受けた、つまり「一部過疎」という指定になったと。

旧三方町地域の人口減少について見ると、昭和55年以降という比較的長期の人口減少率だけ見れば、過疎に該当するレベルではない。しかし、これに高齢者比率を加味すれば、過疎になると。

もう一つ、平成7年以降という直近の人口減少率で見れば、これはもうそれだけで過疎に該当する、こういう御説明であったかと思います。

つまり、旧三方町地域は、近年、急速に少子高齢化が進んでいる地域と、こういうことになろうかと思います。

国は、指定過疎地に特別の支援を行う。その支援の目的は、地域格差の是正ということですね。

では、どのような状況になれば地域格差が是正された、つまり過疎を卒業したとみなされるのですか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

過疎地域の対象から外れる要件につきましても、過疎地域の指定を受ける際と同様の

要件が基準となり、これを下回れば、対象から外れることとなります。

なお、対象から外れても、過疎地域への支援については、5年の経過措置期間が設けられており、その間は引き続き過疎地域と同様の支援を受けることが可能となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

過疎を卒業しても5年間は支援を継続してくれると。つまり、卒業したかどうかを見届けるまで支援してくれる、大変手厚い支援だと思います。

では、国からの支援ですが、どのような支援が受けられるのか、お伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

過疎地域の持続的発展のための支援として、まず、過疎地域持続的発展のための地方債であります過疎対策事業債の発行が可能となります。

過疎対策事業債は、対象事業費に100%充当することができ、借入れの翌年度から発生する元利償還金に対して70%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、返ってくることになるため、事業を実施する上で財政的負担の低減を図ることができます。

そのほかに、国の負担、補助の割合の特例により、教育施設や児童福祉施設などの一部の事業に関する国庫補助率がかさ上げされることや、都道府県代行制度により、本来、町が事業主体となって整備すべき基幹道路などについて、県が町に代わって事業を行うことができることなどがございます。

また、事業者が設備を新・増設した場合、設備など取得したものに係る税制措置があります。国の所得税、法人税におきましては、減価償却額を一定期間、割増しで必要経費として計上することができ、課税額の抑制効果があり、また、地方税の県の事業税、不動産取得税と、町の固定資産税におきましては、一定期間、課税免除され、企業進出などの際に、国・県・町のそれぞれの有利な税制措置を事業者が受けられ、また、これに伴う町の固定資産税の減収分についても、その75%が町に普通交付税で補填されることとなります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいま、支援の種類として、過疎対策事業債、それから2番目、特定事業に対する国、県からの支援、3つ目、事業者の設備投資への支援、こういう3つの分野に分けて説明をいただきました。

1番目の過疎対策事業債については、後ほど質問をさせていただきます。

私は、3番目の設備投資への支援に期待感を持っております。

昨日もちょっと話に出ましたけれども、三十三地区に三十三産業団地という町有地がございます。まだ売却できなくて、かなりの土地が残っております。町は、草刈りなど維持管理にお金を使っております。

ここに、支援対象に合致する、ある企業が進出したとします。

不動産取得税が免除、固定資産税も3年間免除になる等々、進出企業は様々な大変有利な税制上の措置が受けられます。

嶺南地方に進出を目指している企業にとって、嶺南でただ1つ、過疎地域の指定を受けている三十三産業団地が大変魅力的なものになるのではないのでしょうか。

一方、せっかく企業に来てもらっても、固定資産税など、本来、町に入るべき税金が入ってきません。しかし、これは国が肩代わりして75%を町に入れてくれるという御説明でした。土地は売れる、税金も入ってくる、働き場所もできる、町にとっては、空き地のまま眠らせているのと大変な違いです。町によし、企業によしでございます。指定過疎地域という魅力を最大限アピールして、三十三産業団地を完売していただきたい、私はこのように期待いたします。

では、1番目の過疎対策事業債、略して過疎債について質問いたします。

先ほどの御説明ですが、過疎対策事業を行う場合、全額過疎債、つまり借金で行うことも可能である。借金は、利息も含めて70%を国が肩代わりしてくれる、このようなお話でした。

借金の70%を国が払ってくれるということは、30%は町が返しなさいと、こういうことです。

現在の町の財政状況からして、この30%分として、町は、毎年幾らぐらいを支出することができますか。

言い換えるならば、国の70%分を加えて、年間、幾らぐらいの過疎対策事業を実施することができるか、こういう質問でございます。

お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、お答えいたします。

議員御説明のとおり、過疎対策事業債については、元利償還金の70%が後年度、交付税算入のある有利な地方債であります。

このほかにも、地方債の種類については、目的別に様々なものがあり、町では、少しでも有利な地方債を活用しながら財政運営に当たっているところであります。

一方、地方債の発行に伴う公債費、いわゆる地方債の元利償還金が財政にどの程度負担になっているかを示す指標として実質公債費比率があります。当町の実質公債費比率は、令和2年度で15.3%となっており、県内ワーストが続いている状況であることから、若狭町行財政改革プランでは、年間の地方債発行額を6億円程度に抑制し、起債残高の削減と公債費の縮減を図ることとしております。

この比率が18%以上の団体は、地方債発行に際し知事の許可が必要となり、25%以上の団体は発行を制限されることとなりますので、実質公債費比率を考慮しながら地方債を発行する必要があります。

しかしながら、過疎対策事業債は大変有利な地方債であることやソフト事業にも活用が可能であること、また、過疎法は時限立法であることなどから、法律期限である令和13年3月31日までの間については、可能な限り有効に活用していきたいと考えております。

なお、実質公債費比率を踏まえ、過疎対策事業債を含む地方債の年間発行可能額につきましては、およそ15億円になると見込んでおります。

今後は、過疎地域の課題解決に向けて、今後、予定している産業振興や水道施設整備、交通・通信、教育文化など、幅広い分野において、過疎債を活用し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる、地域社会の実現を目指していきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

過疎対策事業債、過疎債は有利な借金なので、最大限活用したい。今まで、毎年の地方債発行額、つまり借金額ですね、この借金の上限を6億円程度と考えていた。しかし、過疎債という借金ができるようになったので、この借金の上限を15億円程度にすることが可能になったと、このようなお答えでした。毎年、9億円の過疎債が発行できるということになりますよね。過疎対策事業は100%過疎債で行ってもよいということ

したので、仮に過疎債だけで過疎対策事業を行ったとしても、毎年、9億円程度の過疎対策事業を実施することができる、このように理解をいたしました。

では、過疎対策事業として、どのような事業を実施しようと考えていますか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

過疎対策事業を実施する上での考えは、人口減少率をいかに低く抑えるか、また、地域住民が住み続けられ、住みやすい地域にしていくかを念頭に、人口減少と高齢化に伴う社会構造の変化のほか、住民ニーズの多様化、自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな脅威など、社会情勢の変化も踏まえ、町の総合計画と財政計画を基本に置きながら、計画性と柔軟性を持って、過疎地域の持続的発展を図っていくことを考えております。

過疎対策事業を実施するには、過疎地域持続的発展計画を策定し、この計画に合致する事業が対象事業として扱われるわけですが、計画には3つの基本方針を掲げております。

まず1つ目に、「活力を育む交流を拡大する」として、観光客などの交流人口を拡大させ、これによって活力あるまちづくりを進めるというものでございます。

2つ目に、「次世代の活動環境を創造する」として、若者への支援に重点を置き、少子高齢化に対応した福祉政策や地域の活性化を図り、生産年齢人口を増やすというものでございます。

3つ目に、「地域の力を高める」としまして、自助・互助・共助・公助の取組を展開し、自立と協働のまちづくりを進めるというものでございます。

この基本方針に基づいた主な施策としましては、生活道路である町道や農道、上下水道施設の計画的な整備のほか、住宅取得支援や空き家情報バンク制度等による定住促進と地域の活性化、生活の足となる公共交通の利便性の維持、魅力ある産業の創出と雇用の場の拡大、子育て環境の確保や保健福祉の向上、後継者・担い手の育成や団体活動の充実支援などを計画に盛り込んでおります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

過疎対策事業を行うに当たっては、あらかじめ過疎地域持続的発展計画を策定してお

かなければならない、この計画に合致する事業を過疎対策事業として実施することができる、このようなお答えでした。

この過疎地域持続的発展計画の案というのは、これでございます。

今回の定例会に提出されまして、これから審査され、最終日に採決されることになっております。

これを見ますと、令和4年度から令和7年度までの計画として、実に232項目の事業が列挙されております。町や関係団体が現に実施あるいは予定していた事業ばかりでございます。これらの中で、財源に苦勞しているもの、そして、過疎対策ですという説明のつくものは、どれでもいいから過疎対策事業にしておこう、そう言わんばかりに見えます。

過疎債で入ったお金を言わば一般財源のように考えてしまって、一般財源を膨らませれば財政は楽になります。財政が楽になるという結果が、ある意味では国の過疎地域への支援に当たるのかもしれませんが、そういう考え方も成り立つと思います。

しかし、三方地域の住民の中には、「過疎地域に指定された、国から支援が受けられる。この支援を受けて、従来の延長線上ではなく、過疎化に確実に歯止めがかかる切り札的な過疎対策を町には実施してもらいたい」、このような期待がございます。過疎対策として、どのような事業の実施を望むのか、三方地域の町民の声も聞く必要があると思います。

5月25日の「県民福井」によりますと、勝山市は全部指定ですが、過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、計画案に対するパブリックコメントを募集しているようです。過疎対策事業として実施してほしい事業、これに関する町民の声を本町ではどのように聞き取るつもりですか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

若狭町では、平成30年度に策定された第2次若狭町総合計画を基に、町民と行政が共に考え、共に行動する協働のまちづくりに取り組み、現在、令和4年度までの前期基本計画を推進しております。

こうした中、昨年度から、令和5年度からの新たな計画、中期基本計画の策定に向けて、総合計画審議会と策定委員会には多くの町民の皆様にご参加いただき、また、昨年実施した町民700名へのアンケート結果も十分に参考にさせていただき、日々移り変わる時代に応じた中期基本計画になるよう検証・検討を行っております。

また、総合計画の基本戦略の一つであります「協働のまちづくり」として、毎年行っております集落ヒアリングをはじめ、地域づくり協議会からの地区要望、各集落が5か年毎に作成している集落計画の検証など、集落や地域づくり協議会と行政が常に話し合い、課題解決に向け、まちづくりを進めております。

こうしたことから、疎地域持続的発展計画の策定に当たりましては、総合計画の前期基本計画を基にするとともに、中期基本計画の策定過程での御意見や住民アンケートの回答、また、日頃から町民の皆様から頂いております意見や要望を基に計画内容をまとめ、総合計画審議会でも過疎地域持続的発展計画について御意見を頂いた上で策定しております。

そして、住民の代表であります議会の議決を経て認められることとなりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町民の声を届けるという点で、我々議員の責任も大きいと思います。それを承知で申し上げるわけですが、今まで、各種まちづくり計画を策定するに当たって、いろいろと町民の声を聞いてきた、それを基に「過疎対策事業」を考えているんだと、この計画をつくったんだと、このようなお話でした。そのことは私も否定しません。しかし、今まで町民の声を聞いてきたのは、過疎地域に指定される以前の事です。過疎地域に指定されて状況が変わったのです。過疎を卒業するべく、国が支援してくれるのです。過疎を卒業するために、どういう事業を実施するのが有効か、町民はどのような事業が有効と考えているのか、そういう視点で町民の意見を聞く必要があると思います。

この若狭町過疎地域持続的発展計画、これに基づいて事業を行うということですので、これを町のホームページにアップして、「こんなことをしてほしい、あんなことをしてほしい」、町民の間で議論が起こるようにしていただきたい、そのことを要望しておきます。

国の支援に応え、めでたく過疎地域から卒業することを期待して次の質問に移ります。

ロシア軍のウクライナ侵攻は、国連憲章をじゅうりんするもので、到底許すことはできません。本議会もロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議決しております。しかし、一方で、現実に起こっていることは事実として認識しておかなければなりません。

ロシア軍は、侵攻を開始した2月24日、その日のうちに、チェルノブイリ原発を占

抛し、職員を人質にしました。チェルノブイリ原発は、事故を起こした4号機を含め4基全てが廃炉措置中でした。廃炉措置中でも使用済み核燃料は冷却し続けなければなりません。冷却できなくなれば、フクシマのような惨事になります。

送電線が破壊され、一時、外部電源が途絶える局面がありました。その後は、送電線が修復され、ロシア軍は撤退しております。

3月2日、ロシアはザポリージャ原発を占拠しました。ザポリージャ原発は6基中3基が稼働していました。稼働中の原発がトラブルを起こせば、チェルノブイリのような惨事になります。ザポリージャ原発は周辺が戦闘地になり、建物が被弾するなどの被害が出ました。原発の運営は継続されていますが、ロシア軍の占領下に置かれております。

原発のある場所が戦場になるのはまれであります。世界中のどの原発も戦争に巻き込まれることは想定されておりました。ロシア軍は、その後、占領した原発を軍事作戦に利用はしていないようではありますが、ウクライナ戦争は、「原発と戦争」という深刻な問題を現代社会に突きつけました。

京都大学大学院経済学研究科は、運転中の原発が止まってしまえば、たちまち爆発に至ること。敵が接近してきても原発従事者は持ち場から離れられないことなど、この問題の分かりやすい解説を早々と公式サイトにアップしております。これですけどね。

山口 壮原子力防災担当大臣は、3月11日の閣議後会見で、国内原発がミサイルなどの武力攻撃を受けた場合の被害想定について、「チェルノブイリのときよりももっとすさまじい。町が消えていくような話だ」との見方を示して、武力攻撃の可能性を認めるような立場で、原発の安全審査を行うことには否定的な姿勢を示しました。環境省のホームページに出ております。原子力規制委員会の更田豊志委員長もこれと同じような発言をしております。

本県杉本知事も、このような情勢に素早く対応し、3月8日、国に対して「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請」を行いました。これですけどね。このことに関連して質問をいたします。

この緊急要請に関して、町長は、嶺南の一首長として、知事から、事前あるいは事後に説明あるいは報告を受けましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員からの御質問にお答えをいたします。

福井県が令和4年3月8日に国に対して、原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊

急要請を行ったことにつきましては、報道を通じて把握しておりますが、直接の報告は受けてはおりません。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

緊急要請には関与しておられないということですので、この緊急要請に関する町長個人の感想をお聞きしたいと思います。

まず、要請書を読み上げます。

「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請書」

今月4日、ロシア軍がウクライナのザポリージャ原子力発電所を武力攻撃したことは、全世界の原子力発電所に脅威を与えるものであり、激しい憤りを感じる。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、立地地域の住民は、今回の武力攻撃に対して大きな不安を抱いている。

また、北朝鮮は、今年に入って9回に及ぶミサイルの発射を繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

国は、原子力発電所の安全対策について、地震・津波等の自然災害や航空機衝突等のテロへの対策を充実させてきたが、今回のような武力攻撃に対する発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、さらに十分に検討を行う必要がある。

ついては、下記の事項について、国の責任により万全の措置を講ずるよう要請する。

記

1. 今般、世界で初めて稼働中の原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。また、本県嶺南地域への自衛隊部隊の配備を早急に実現すること。

2. 今回の事態を受け、武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること。

3. 国民保護法令に基づく原子力発電所に対する武力攻撃時の避難等の防護措置について、事態の進展に応じた避難経路や避難手段の確保等の具体的な対応を示すこと。

令和4年3月8日

福井県知事 杉本達治

知事は、いかなる事態にも迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期

すことを要請いたしました。この要請に関して、町長の所感を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員の御質問にお答えいたします。

令和4年3月4日にロシア軍がウクライナのザポリージャ原子力発電所を武力攻撃をいたしました。また、北朝鮮は日本海に向けミサイル発射を繰り返しております。

これらの行為は、福井県に全国最多の15基の原子力発電所が立地しているという点で非常に脅威を感じております。

武力攻撃に対する原子力発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点からも、福井県が国に対して、原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請を行ったことは、重要なことと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

重要な要請であると、緊急要請全体に対する所感をお答えいただきました。

私は、万全の迎撃態勢を求めるといふ、この要請項目に限って所感をお尋ねしたわけでありませぬ。

この要請項目も含めて、「知事の緊急要請に共感できる」といふ御感想であろうと、このように受け取らせていただきます。

飛んできたミサイルを打ち落とせるなら、あのようにウクライナの国内は破壊されませぬ。全てのミサイルを打ち落とすことはできません。ミサイルの打ち合いになったらおしまいでありませぬ。

北朝鮮がミサイル実験で我が国に脅威を与えているのは事実でありませぬ。しかし、抑止力と称して武力で対応することは、戦争に備えるということでありませぬ。お互い戦争に備えるということになれば、緊張の糸が切れたときに戦争になります。

原発をミサイルから守る、それはミサイルが飛んでこないようにするしかありません。我が国は、憲法9条をしっかりと守り、もめごとは粘り強く平和外交で解決する、それがただ一つの選択肢だと私は思ひませぬ。

先ほどの山口原子力防災担当大臣の談話です。これは、杉本知事の要請を念頭に置いたものでありますが、原発の安全性を審査するとき、武力攻撃の可能性を念頭に置かない、その立場は、原発の安全を軍事頼みにしないという点で、理性的な立場であると私

は思います。

杉本知事は、嶺南地域への自衛隊部隊の配置を早急に実現することを要請しました。
この要請に関して町長の所感を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員の御質問にお答えをいたします。

原子力発電所立地地域への自衛隊の配備につきましては、例年、福井県と嶺南6市町で国に要請をしており、今回もこれを踏まえた要請であったと考えております。

この背景には、嶺南地域は過去に拉致被害が発生しており、近年においては、県内に北朝鮮の不審船が漂着するなど、今なお、北朝鮮に対する不安がぬぐい切れない状況があります。そして、嶺南地域には15基の原子力発電所が立地しており、テロ行為や武力攻撃などの標的にされないかという不安も抱いております。

また、福井県には連隊・大隊クラスの部隊が配備されておらず、日本海側における防衛上の空白地帯となっております。

このような状況において、嶺南地域への自衛隊配備については、様々な御意見があることは承知をしておりますが、原子力発電所への攻撃の抑止力になることが期待でき、また、大規模災害時の応急復旧や生活支援など災害に対する迅速な対応も期待でき、安全・安心の確保につながるものと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

大規模災害、特に原発事故ともなれば、自衛隊の支援活動は大きな力を発揮します。私もその必要性は痛感しますし、日頃の活動に感謝しております。しかし、知事が要請したのは、武力攻撃という事態に対処するための自衛隊配置です。

先ほど言いましたが、抑止力は、言葉を変えれば戦争準備です。原発が立地しているだけでも嶺南地域は危険なのに、自衛隊の基地ができれば、さらに危険になると私は思います。

5月13日、山口 壮原子力防災担当大臣は、閣議後記者会見で、「ウクライナのこを踏まえてというときに、ミサイルが飛んできて、それを防げる原発はありません。世界に1基もありません。これからもできません。そこは戦争を防ぐというのが最大のポイントですよね。外交で処理できなければ軍人の仕事になる。軍人の仕事にしないよ

うにしていくのが外交官であり、政治家であり、最大の最良の防ぎ方はそこですよ」と述べました。この山口原子力防災担当大臣の見解について、町長の所感をお尋ねします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員の御質問にお答えをいたします。

全国最多の原子力発電所を抱える嶺南地域にとって、ロシア軍の原子力発電所への武力攻撃は決して許されるものではありません。いかなる戦争も断固反対でございます。また、戦争を起こさない、平和的解決に向けた外交努力をすることが最良であり、最重要と考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

山口原子力防災担当大臣の見解に異論はないと、こういう御答弁だったと思います。これに反して、福井県知事の要請は、軍事に対して、軍事で対応してほしいというものです。国への要請でありますので、国のほうで議論されていくと思います。

しかし、事は嶺南の問題です。原発の問題、平和の問題、町長もしっかり研究して、町民の安全・安心な生活を守っていただきたい。国にも県にも言うべきことはしっかり言っていただきたい。

以上を要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

3番、西村 毅君。

西村 毅君の質問時間は、11時15分までとします。

○3番（西村 毅君）

私からは、学校規模配置適正化の今年度の進め方について質問をさせていただきます。

本年、令和4年度から向こう5か年間の若狭町教育大綱、教育振興基本計画が4月に策定をされました。この新たな計画を踏まえて、今年度はどのように取り組まれようと

しているのか、具体的な進め方について伺います。

昨年のこの6月議会でも質問をさせていただきましたが、今までの経緯について、簡単に振り返っておきたいと思います。

まず、この小中学校統廃合に向けての動きにつきましては、平成30年4月に若狭町学校規模配置適正化検討委員会が設置をされ、翌年、令和元年5月に若狭町が設置する小学校及び中学校の規模配置の適正化についての答申書が出されました。

この答申を受けて、具体的な内容をまとめた若狭町学校規模配置適正化基本計画（原案）、これが作成をされました。これを基本計画（原案）と呼びます。

令和元年10月31日に、対象地域、ここでは熊川地域に対しまして、この基本計画（原案）を基に説明会が行われ、この課題が表面に上がってきました。

町からの説明は、基本計画（原案）を基に、そのスケジュールの移行期間が始まる翌年の令和2年4月までの半年間でどんなことをしたらよいかについて、皆さんの意見を聞きたい、という説明でございました。

まずは統廃合をするかしないのかの意見を聞くのが先決ではないのかなと私は思いました。それ以降、何度か説明の場を持たれましたが、合意は得られず、令和2年4月からの移行期間の開始は1年間、先送りとされました。

今になって思いますと、このときのボタンのかけ違いが今に引きずっているように思います。

令和2年度に入りまして、その後も何度も説明会が持たれましたが、合意が得られず、地域住民の方からは、慌てて進めることなく、住民の理解を得てから進めてほしいとの陳情書も出され、町として2度目の延期を余儀なくされております。

令和3年になりまして、昨年度は、冒頭申しました、教育大綱、教育振興基本計画の見直しのために1年間の冷却期間というような形になりました。本年4月には計画も改訂をされ、新たな内容に変更になっています。

教育大綱、教育振興基本計画に上がっていなかった統廃合を計画期間の途中から無理に進めてきたということは、行政を進めていく上で問題があったのではないかと考えています。そういう面からは、今回、正常に戻ったと考えますし、よかったというふうに思います。

さて、住民への説明の際、令和元年に作成された基本計画（原案）の資料を基に説明をされてこられました。それが昨年になっても、この基本計画（原案）のまま内容の変更はされていないと聞いています。

この基本計画（原案）の位置づけと今後の見直しの予定についてお尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、西村議員の御質問にお答えします。

昨年度までは、若狭町学校規模配置適正化基本計画を基に、明倫小学校と三方小学校の統廃合を進め、本年4月に新しい三方小学校となりました。

先日、三方小学校で体育大会が開催され、切磋琢磨している子どもたちの姿を見た保護者の方々からも、統合して間がない限られた期間の中で、子どもたちが一丸となって取り組んでいる姿を見て、「とても感動した、改めて子どもの成長を感じた」という喜ばしい声をお聞きしており、ほっとしているところです。

本年4月から施行しました若狭町教育振興基本計画の主要施策である学校規模配置適正化の取組におきまして、小学校については、複式学級が2学級以上あり、引き続きその状態が続くと見込まれる場合に学校の統合を段階的に進める方針としております。

この若狭町教育振興基本計画の方針に基づいた実施計画となる若狭町学校規模配置適正化基本計画の見直しを行いたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

今、御答弁をいただきまして、基本計画（原案）は見直すという御答弁でございました。質問いたしました位置づけについては、明確な答弁はないように思いまして、私としては、少し悩ましいところでございます。

次の質問に移ります。

出生数を加味した現時点での統廃合の新規対象校の発生の有無と、その進め方について伺います。

まず、1つ目に、令和3年度の町内の出生数は何人でしたでしょうか。

そして、2つ目に、この数字を踏まえて、新たに統廃合の検討対象となる学校は出てきましたでしょうか。

3点目に、もしそういう学校が出てきましたら、町としてどのような取組をされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、西村議員の御質問にお答えします。

令和3年度に若狭町で生まれた子どもは82人でした。また、本年度に小学校に入学した児童数が102人、中学校に入学した生徒数が137人となっており、子どもの数が年々減少している状況となっております。

今年4月時点での児童生徒数や未就学児数等、住民基本台帳を基に推計しますと、今年度での統廃合の対象となる学校につきましては、熊川小学校と梅の里小学校の2校になります。また、その可能性がある学校が野木小学校となっております。

しかし、学校の統廃合は、まず地域の理解を得ることが必要ですが、その前にインフラ整備の状況やそれに伴う通学時間など、子どもたちへの負担を十分考慮し、検討した上で進めていくことが必要であると考えております。

新たに対象となる可能性がある学校の地域の皆様へは、現時点ではまだ説明をさせていただいておりませんが、早い段階で説明の場を持たせていただき、理解を深めていただけるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。昨年度の生まれた方は82名ということでございました。

中学校の入学生が137名ということで、ちょうど50年前の上中中学校の入学者数は136名でした。三方中学校は分かりませんが、50年で約半数になっているということが分かりました。そして、新たな対象の可能性のある学校は、野木小学校が出てきたということでございました。

次の質問に移ります。

引き続き統廃合の対象が継続している熊川小学校について質問します。

今、継続していると言いましたが、町として、この計画を中止したとの話は聞いていませんので、継続している前提で質問いたします。

まず、1つ目に、熊川小学校の統廃合については、前回までの経過をきちっと反省をし、問題点はどこにあったのか。問題を見つけた後に対策を講じて検討するということになるかと思っておりますので、問題点がどこにあったか、対策はどうするのかをしっかりと検討していただいて、同じことの繰り返しにならないようにすることが大事なことだと思います。同じことの繰り返しにならないように、本年度はどのように進めようとしておられますか、お尋ねをいたします。

2つ目に、今後の進め方について質問します。

今年度の地域住民の方へのアプローチはいつ頃から始められる予定でございますか。

そして、3つ目に、それは誰にどなたにアプローチするおつもりですか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

まず、本年度の進め方についてですが、これまでの説明会等で地域の皆様から頂いた様々な御意見や御要望を基に、若狭町の将来を担う子どもたちのための教育環境の充実を図るためであることを、関係する小学校区の保護者や地域の方々に御理解いただけますよう十分な説明と協議の場をつくり、丁寧に進めていきたいと考えております。

次に、地域の人へのアプローチの開始時期についてですが、まずは、若狭町教育振興基本計画における主要施策である学校規模配置適正化の取組の方針について、これまでの若狭町学校規模配置適正化基本計画との変更点を説明することが重要と考えておりますので、できるだけ早期に御説明にまいりたいと考えております。

その上で、関係する小学校区で統廃合の方向性や実施時期など、段階的に協議してまいりたいと考えております。

また、アプローチする相手といたしましては、関係する小学校の児童の保護者の方、学校区の未就学児童の保護者の方、区長会や地域づくり協議会等の皆様と協議を進め、必要に応じて地域住民の皆様への説明を行いたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。まとめると、基本的な考え方、進め方は今までどおりとしてある、十分な時間と機会を持ち、丁寧に進めていく、こんなふうに受け取りました。

ただいまの答弁の中に、これまでの学校規模配置適正化基本計画との変更点を説明することが重要と考えているとありました。具体的にどのような変更をされたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、変更点につきましてお答えいたします。

若狭町学校規模配置適正化基本計画と若狭町教育振興基本計画での方針の変更点といたしましては、小学校では、対応を急ぐべき学校として、複式学級が2学級以上あり、今後もその状態が続くと見込まれる小学校と、今後も引き続き検討すべき学校として、今後、学級数が6を下回ると見込まれる小学校と分けておりましたが、小学校では複式学級が2学級以上あり、引き続きその状態が続くと見込まれる場合に学校の統合を段階的に進めるとしております。

中学校につきましては、今後も引き続き検討すべき学校として、今後、1学年2学級以下の状態が続くと見込まれる中学校としておりましたが、現状を維持し、1学年1学級になると見込まれる時点で統合を検討すると変更しております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ただいまの答弁をまとめると、小学校では、対応を急ぐべき学校と引き続き検討すべき学校、この2つを従前は対象としていたけれども、今回は、引き続き検討すべき学校を削除して、対応を急ぐべき学校だけにしたということだと理解をいたしました。

中学校では、1学年2学級以下の状態が続くとしていたものを1学級になると見込まれるというふうに変更をされております。その分は、言葉のニュアンスがちょっとよく分かりませんが、そういう変更だというふうに理解をいたしました。

最後の質問に移ります。

先ほども申しましたが、令和元年10月31日、熊川小学校体育館で初めての地域住民への説明会が開かれました。それからもう既に2年半以上がたっております。今思うと、住民の意見を聞かずに統廃合を進める町への憤り、このあたりがもめた発端ではなかろうかなという気がしております。

私が感じております、今回の基本計画（原案）について、大きくくりをしますと、賛否は半々かなと。ただし、統廃合だけに限って言えば、条件付き賛成が9割以上の方がそうであろう。ここでいう条件付き賛成には、条件付き推進派と条件付き慎重派を含めていきます。

先ほども申しました1年間、令和3年度は冷却期間になりましたので、今後は、新たな進め方として、一つ、提案をしたいと思えます。

それは、この基本計画（原案）を、一度、ゼロからのスタートとするという提案でございます。

基本計画（原案）は町がつくっています。その町がつくっている決定の中に地域の住民は参加していたのでしょうか。

基本計画（原案）の中の項目の一つ一つを住民の方と合意してつくり上げたものでしょうか。

つまり、一つ例を挙げますと、熊川小学校の統合先の小学校は、計画では瓜生小学校となっています。統合する学校は本当にそこでよいのかということを、地域の人と確認したのかということをございます。別に瓜生小学校が嫌で言っているのではありません。地域の皆さんの合意を得て、その答えが出てきたのかということを知っているのございます。一つ一つの項目ごとに住民の方と相談をして合意することが必要だと思います。少し手間のかかる回り道のように見えるかもしれませんが、結局はそのほうが早いように思います。

その結果、両者の言い分の違いが明らかになり、お互いの意見の違うものがはっきり見えてくると思います。結果として、相違している部分は実はそう多くはないのではないかと思います。町としても、絶対無謬の行政を信じることなく、両方で協議、相談し、双方が納得して決める。そうすることで、住民の皆さんにも、より高い参加意識を持ってもらえることも期待できるのではないのでしょうか。町と住民が膝を突き合わせて語り合い、お互いの意見を尊重し合うことで、本当によりよい教育環境・地域をつくっていければと思っています。

渡辺町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、西村議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、先ほど教育長が答弁しましたとおり、若狭町学校規模配置適正化基本計画の見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

児童数や生徒数にも変化が生じておりますし、また、見直す内容につきましても、これまで熊川小学校区、また、旧明倫小学校区の皆様をはじめ多くの保護者の皆様から頂いた御意見を参考にさせていただきながら、本年4月から施行しました若狭町教育振興基本計画に基づき、細部にわたり検証を行い、見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

学校の統廃合を進めていくことにつきましては、地域の皆様の御理解が得られないままに進めていくことは困難である、ということをご理解をさせていただいております。

また、今ほど西村議員からも、細部にわたりまして、地域の皆様のお考えをお教えいただくことができました。

今後も、子どもたちにとって、望ましい学校の適正規模、配置を検討させていただき、統合後の地域像も含めて、若狭町の教育の将来あるべき姿について、地域の皆様方と丁寧な話し合いを進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。具体的な内容について、どうするという答弁はございませんでしたが、前向きな見直しをするとの答弁がありましたので、その言葉に期待をしておきたいと思います。

先般申しました、ボタンのかけ違いの解消に向け、今後も努力していただくことを期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日16日から23日までの8日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日16日から23日までの8日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午前10時40分 散会）